

資料 1－2 各校種の教科書にみられる「選挙」に関連した用語や概念

小 学 校 (第6学年)		中 学 校 (公民的分野)		高 等 学 校 (政治・経済)	
用語や概念	説 明	用語や概念	説 明	用語や概念	説 明
(参政权)	○20才以上の国民は、選挙で投票することによって政治に参加する権利が保障されている。	・ 選挙権	○憲法で保障されている。 ○投票できるのは満20歳以上。	・ 選挙権	○日本国憲法の下、成年男女が有する。
(普通選挙)	○男女平等になった初めての衆議院議員選挙 (1946年)	※選挙の4原則		※選挙制度	○投票の秘密が保障される。 ○選挙権の行使を議席に結びつけるしくみ
※選挙の大切さ	○自分たちの願いと政治が深く結びついている。 ○みんなで選ぶ議員が自分たちの願いを実現するために話し合ったり、決定する。 ↓ みんなが直接議会に出席できないから議員を選ぶ。 ↓ 議員を選ぶ選挙が大切。	・ 普通選挙	○誰にでも選挙権が与えられていて、女性の参政权が認められている現在のような選挙。	・ 普通選挙	
		・ 平等選挙	○一人一票。	・ 平等選挙	
		・ 直接選挙	○議員を直接選出。	・ 直接選挙	
		・ 秘密選挙	○無記名で投票。	・ 秘密選挙	
		※選挙制度		・ 小選挙区制	○一選挙区から一人の議員の選出。 ○相対的多数派が多く議席を獲得するしくみ。 ○少数派の票が死票となり議席に結びつかない。 ○多数派支配型民主政治に合致。
		・ 小選挙区制	○一つの選挙区で一人の代表を選ぶ。	・ 大選挙区制	○一選挙区から複数の議員の選出。
		・ 大選挙区制	○一つの選挙区で2名以上を選ぶ。	・ 比例代表制	○議員配分では、各党の得票数を整数で割り、商の大きい方から議席を与えるドント式の採用。 ○少数派の意見が議席数に反映。 ○小党分立をまねきやすい。 ○連立政権を生み出しやすい。
		・ 比例代表制	○政党に投票して、政党の得票率に応じて議席を分配する。	※衆議院選挙	
		※衆議院選挙		・ 大選挙区制	○一選挙区から3～5名の議員の選出。
		・ 小選挙区比例代表並立制	○小選挙区制(300)と比例代表制(180)を組み合わせで行う選挙。	(日本では中選挙区制)	
				・ 小選挙区比例代表並立制	○1994年、小選挙区制(300)と比例代表制(180)を組み合わせで行う選挙の導入。 ○候補者中心から政党中心の選挙へ ○画定作業は国会から独立の選挙区画定審議会へ。

小 学 校 (第6学年)		中 学 校 (公民的分野)		高 等 学 校 (政治・経済)	
用語や概念	説 明	用語や概念	説 明	用語や概念	説 明
		※参議院選挙 ・選挙区選出議員選挙 ○都道府県を単位。 ・比例代表選出議員選挙 ○全国を一つの単位。 ※選挙の課題 ・一票の価値 ○平等な選挙という点で、選挙区ごとの有権者の数と議員数の均衡。		※参議院選挙 ・選挙区選出制 (中・小選挙区) ○都道府県を単位。 ・ 非拘束名簿式比例代表制 ○全国を単位。 ・ 重複立候補制 ○衆議院で認められ、小選挙区と比例代表の両方に立候補。 ※選挙の諸問題 ・ 一票の価値 ○少なくとも1対2未満にすることが国民に対する国会の責任。 ○中選挙区の下、1972年、1983年の衆議院選挙に違憲判決。 ・カネの問題 (解決に向けて) ○選挙活動中の買収や供応 ○ 公職選挙法 の改正による冠婚葬祭の寄付の規制 ○選挙違反に対する 連座制 の強化。 ○政治資金規正法の改正による政治資金の透明化。 ○政治家個人に対する 企業団体献金 の禁止。 ○ 政党助成金制度 により、政党は税金 (公費) から多額の資金を手に入。 ・投票率の低下 ○政党や政治家の努力 ○選挙運動の規制の緩和 (戸別訪問 やインターネットの利用の解禁) ・政治的無関心 ○政治に対する無知に原因「伝統的無関心」と政治に参加しても効果がないと思うことによる無関心「現代的無関心」。 ・ 無党派層 (政党支持なし層) ○有権者の半数に達し、急増。 ○政党政治の古いしくみが壊れ、政党の離合集散により有権者と政党との関係が希薄化。	
※選挙の課題 (投票権の棄権)	○投票する権利をすてている人が増えて問題になっている。	・選挙の棄権	○選挙に行かないこと。		
		・政権公約 (マニフェスト)	○選挙で当選すればこのような政策を実現すると約束すること。		